

ご意見・ご提案		受付年月日	令和8年6月10日
件名	敬老会のあり方について		
内容	自治組織等で敬老会を実施しない場合、75歳以上の対象高齢者に対して、市から直接お祝いを行うべき。		
回 答		回答年月日	令和8年6月16日
担当部課	健康福祉部高齢者支援課		
内 容	平素より、市政にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。 「浅口市敬老会事業費補助金」に関して、「自治組織等で敬老会を実施しない場合、75歳以上の対象高齢者に対して、市から直接お祝いを行うべき」のお問い合わせにつきまして、以下のとおりご回答いたします。 老人福祉法において、「国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。」とされております。 本市におきましては、敬老会事業を高齢者福祉の推進を目的とした地域福祉活動の一環として位置づけており、敬老会事業を実施する自治組織等に対して「浅口市敬老会事業費補助金」を交付しております。 本補助金は、高齢者が地域で集い、交流を深める敬老会事業を支援することを目的として、事業を実施する自治組織等に対して交付するものであります。そのため、補助金の交付先は自治組織等であり、対象高齢者個人に対して市が直接記念品等をお渡しする制度ではございません。 以上の趣旨をご理解いただき、引き続き本市の高齢者福祉施策にご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。		